

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 6 月30日
【会社名】	株式会社 京葉銀行
【英訳名】	The Keiyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 熊谷 俊行
【本店の所在の場所】	千葉市中央区富士見一丁目11番11号 (上記は登記上の本店所在地であり、主要な本部業務は下記にて行っております。) 千葉市中央区千葉港 5 番45号
【電話番号】	043 (306) 2121 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部経理担当部長 根津 幸彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号 日本橋室町野村ビル 株式会社京葉銀行 東京事務所
【電話番号】	03 (3279) 3321 (代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 青山 俊介
【縦覧に供する場所】	株式会社京葉銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号 日本橋室町野村ビル) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2022年6月28日開催の当行第116期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金10円50銭

2 その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当行定款を変更するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

橋本 清、秋山 智、藤崎一男、小坂裕巳、内村廣志、戸部知子及び上西京一郎の7氏を取締役として選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

尾池伸一、小野 功及び花田 力の3氏を監査役として選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	989,438個	68,724個	0個	91.62%	可決
第2号議案	1,056,967個	1,195個	0個	97.88%	可決
第3号議案					
橋本 清	1,012,937個	45,223個	0個	93.80%	可決
秋山 智	1,023,515個	34,646個	0個	94.78%	可決
藤崎 一男	1,054,363個	3,798個	0個	97.64%	可決
小坂 裕巳	1,053,508個	4,653個	0個	97.56%	可決
内村 廣志	1,022,863個	35,298個	0個	94.72%	可決
戸部 知子	1,054,395個	3,766個	0個	97.64%	可決
上西 京一郎	1,051,396個	6,766個	0個	97.36%	可決
第4号議案					
尾池 伸一	1,053,342個	4,621個	193個	97.54%	可決
小野 功	974,017個	84,140個	0個	90.20%	可決
花田 力	908,786個	149,177個	193個	84.16%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
- ・第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以 上